

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年（2021年）9月1日付け令3岩土第188-52号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、審査会が開示すべきと判断した部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年（2021年）9月1日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「令和3年度一般県道銭壺山公園線防衛道路周辺道路整備工事第1工区 応札業者の見積内訳書5社分」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、「令和3年度一般県道銭壺山公園線防衛道路周辺道路整備工事第1工区にかかる入札者の提出した工事費内訳書」を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和3年（2021年）9月1日付け令3岩土第188-52号で、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年（2021年）9月3日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示書類の黒塗りを取り消し数字入の書類の閲覧をできるようにする事を求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 岩国土木事務所総務課の教示の有無及びその内容

（省略）

4 実施機関の理由説明に対する意見（※第4の実施機関の説明に対する反論書）

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、岩国土木建築事務所が発注した令和3年度一般県道銭壺山公園線防衛道路周辺道路整備工事第1工区（以下「本件工事」という。）の入札に参加した法人5社（以下「入札参加者」という。）が提出した工事費内訳書（以下「内訳書」という。）である。

山口県低入札価格調査実施要領（平成13年6月29日制定）では、次のいずれかの場合で、入札価格が調査基準価格（工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格）を下回った場合は、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査（低入札価格調査）することとされている。

- ・ 政府調達協定の適用を受ける建設工事及び総合評価競争入札により執行する建設工事
- ・ 予定価格が500万円を超える工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で直接工事に占める機器単体費の割合が30%以上のもの、並びに解体工事

本件公文書は、本件工事の入札時における当該調査により、入札参加者から提出された内訳書であることから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第3号について

実施機関は、条例第11条第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、

開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

3 条例第11条第3号の該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、まず、内訳書の「単価欄」に記載の金額は全てを非開示とし、また「金額」欄に記載の金額については、本件工事の入札価格そのものであり落札者決定後に既に公表している「工事価格」の金額、当該工事価格に課税される「消費税相当額」の金額及びこれらの合計である「工事費計」の金額を除く全てを非開示としている。

実施機関が主張する非開示の理由は、非開示とした情報は入札参加者がその知識や経験を活かして算出した入札金額積算上のノウハウに関する情報であり、また直接工事費や共通仮設費等といった各費目の金額の入札金額に占める構成比についても、類似工事における入札金額積算上のノウハウであり、これを開示すると入札参加者が参加する他の工事等の入札金額が類推されることにより、競争上の地位が害されるおそれがあり、条例第11条第3号に該当するとしている。

まず、工事費の積算においては、工事内容の表示方法を工種の分類毎に標準的に規定するとともに、使用する用語・項目毎の表示単位などの記述方法についても標準化し、契約内容の明確化を図ることを目的に、国土交通省国土技術政策総合研究所が定めた「工事工種体系」に準じていることが認められ、この「工事工種体系」は、工事の具体的項目をレベル0からレベル6までの七つの体系階層（レベル）でツリー状に整理し、使用する単位について規定しているものである。

これによると、「河川改修」や「道路新設・改築」といった予算制度上及び事業執行上の区分であるレベル0（事業区分）、「築堤・護岸」や「道路改良」といった、工事発注ロットや工事名称を示すレベル1（工事区分）、また、「道路土工」や「擁壁工」といった、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称を示すレベル2（工種）、「掘削工」や「法面整形工」といったレベル2とレベル4をつなぎ体系全体の見通しを良くする区分を示すレベル3（種別）が定義されている。

そして、さらにレベル4からレベル6については、まずレベル4（細別）は、工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物であって、単位とともに契約数量を表示するレベルであり、積算・見積り時には価格算出の基本となると定義されている。またレベル5（規格）は、レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格なら

びに契約上明示する条件等であり、レベル4に付随して表示するレベルと定義され、またレベル6（積算要素）は、レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示しないものと定義されている。

本件公文書である内訳書に記載されている情報の構成を見てみると、本件工事の入札参加者が提出した内訳書の全てで構成は同一であり、具体的には「直接工事費」、「共通仮設費計（「共通仮設費（積上分）」と「共通仮設費（率分）」の合計）」、「純工事費」、「現場管理費」、「工事原価」、「一般管理費計（「一般管理费率分」と「契約保障費」の合計）」、「工事価格」、「消費税相当額」及び「工事費計」に関する「費目・工種・施工名称など」欄、「数量」欄、「単位」欄、「単価」欄、「金額」欄及び「備考」欄に記載の情報で構成されている。

そして、これらに係る情報のうち、非開示とした情報は上述のとおりであることから、非開示とした情報を以下のとおり分類し、非開示の妥当性を検証する。

(1) 直接工事費

本件公文書の「直接工事費」の金額は、その内訳が上述の体系階層（レベル）に準じて構成され、上位のレベル1から下位のレベル4までに係る情報が記載されており、下位から上位のレベルに金額が積み上がった結果の合計金額が最終的に「直接工事費」の金額に一致していることが認められる。

また、最下位のレベル4に係る情報の構成は、レベル4に位置付けられている具体的な各項目（以下「具体的項目」という。）に係る数量、単位、単価、それに応じた金額及び備考の内容が記載され、さらにこれら具体的項目に係る金額の小計的な位置付けの項目（以下「小計的項目」という。）の金額が記載されていることが認められる。例えば、レベル3「掘削工」の下位のレベル4の情報には3つの小計的項目があり、このうちの一つとして「掘削」という項目があるが、当該小計的項目の内訳としてさらに3つの具体的項目（「掘削 土砂 片切掘削」、「掘削 軟石 片切掘削」、「積込(ルーズ) 土砂 土量 50,000 m³未満」）があり、これらの具体的項目に係る数量、単位、単価、それに応じた金額及び備考の内容が記載されている。

以上を踏まえて、以下のとおりレベル毎に検証する。

ア 「レベル4」

レベル4の情報は、上述のとおり具体的項目に係る情報と小計的項目に係る情報で構成されるが、まず、小計的項目の内訳である具体的項目に係る情報については、工事を構成する基本的な単位目的物若しくは単位仮設物であり、その単価及び数量に応じた金額については、入札参加者がその知識や経験を活かして算出しており、このような情報が競合他社に公にされると、入札参加者にその後の事業活動において競争上の不利益を与えるおそれがあることが認められ、非開示が妥当である。一方で、小計的項目の金額については、具体的項目の金額の合計金額に過ぎず、この金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

イ 「レベル3」

レベル3の金額は審査会が原則開示すべきと判断しているレベル4の小計的項目の金額の合計金額に過ぎず、この金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

ウ 「レベル1及び2」

レベル2の金額は審査会が原則開示すべきと判断しているレベル3の金額の合計金額に過ぎず、さらにレベル1の金額はこのレベル2の金額の合計金額に過ぎないことから、これらの金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

エ 「直接工事費」の金額

「直接工事費」の金額は、審査会が原則開示すべきと判断しているレベル1の合計金額(なお、本件公文書においては、レベル1に係る項目は「道路改良」のみであるため、この「道路改良」と「直接工事費」の金額は同額であることが認められる)に過ぎず、この金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

オ 例外的に非開示とすべき金額

上記で審査会が原則開示すべきと判断している情報について、以下の場合においては非開示が妥当である。

- ① 原則、レベル4の小計的項目の金額は開示すべきであるが、当該レベル4の小計的項目の金額の内訳である具体的項目が一つの場合のみは、当該小計的項目の金額と当該具体的項目の金額が同額となり、当該小計的項目の金額を開示すると、非開示とすべき当該具体的項目の金額が明らかになってしまうため、別表1の「項目名」欄に掲げるレベル4の小計的項目に係る金額は非開示が妥当である。
- ② 原則、レベル4の小計的項目の金額は開示すべきであるが、レベル3の項目の下位のレベル4の小計的項目が複数あり、かつ当該各小計的項目の一つに上記①に該当して非開示とすべき当該小計的項目が含まれている場合は、当該レベル3の金額から非開示とすべきレベル4の当該小計的項目以外の小計的項目の金額を減算することにより、非開示とすべき当該小計的項目が明らかになってしまうため、別表2の「項目名」欄に掲げるレベル4の小計的項目に係る金額は非開示が妥当である。
- ③ レベル2の下位であるレベル3の項目が一つのみであり、さらに当該レベル3の下位であるレベル4の小計的項目が一つのみであり、かつ当該レベル4の小計的項目の内訳である具体的項目が一つの場合のみは、当該レベル2、レベル3、レベル4の小計的項目及びレベル4の具体的項目の金額は全て同額となり、当該レベル2及びレベル3の金額を開示すると、審査会が非開示妥当と判断する上記①に該当するレベル4の当該小計的項目の金額が明らかになり、ひいては当該小計的項目に係る具体的項目の金額も

明らかになってしまうため、別表3の「項目名」欄に掲げるレベル2及びレベル3の項目に係る金額は非開示が妥当である。

(2) 「共通仮設費(積上分)、共通仮設費(率分)、共通仮設費計」の金額

まず、「共通仮設費(積上分)」は、運搬費と準備費で構成されているが、この2つの項目はともに直接工事費と同様に体系階層(レベル)で構成され、下位のレベル4から上位のレベルに金額が積み上がった結果の金額であり、レベル4の構成についても直接工事費と同様に小計的項目と具体的項目で構成されていることが認められる。

この運搬費と準備費については、直接工事費と同様の考え方にに基づき、レベル4の具体的項目の単価及び数量に応じた金額については非開示が妥当であるが、それ以外の各レベルの項目に係る金額については原則開示すべきである。

そして、この運搬費と準備費の合計金額に過ぎない「共通仮設費(積上分)」の金額についても、公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

次に、「共通仮設費(率分)」は、「共通仮設費(積上分)」のようにレベルで構成されているものではないが、その算定方法は直接工事費等に所定の率や補正係数を乗じて算定するものであり、これを踏まえると、公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

なお、以上のことから、この「共通仮設費(積上分)」と「共通仮設費(率分)」の合計金額に過ぎない「共通仮設費計」の金額も原則開示すべきである。

(3) 「現場管理費」及び「一般管理費計」の金額

「現場管理費」及び「一般管理費計」は、上述の工事工種体系に属しない項目であり、まず「現場管理費」は、工事現場で工事監理を行う従業員の給料手当、現場労働者の交通費、安全訓練費等、工事施工において、品質管理、工程管理、原価管理、労務管理、安全管理などいわゆる工事監理を実施するために必要な経費である。

また「一般管理費計」は本件公文書においては「一般管理費(率分)」と「契約保障費」で構成されているが、役員報酬、本店・支店の社員に対する給料や福利厚生、契約の保証に必要な費用等、工事施工にあたる事業者の継続運営に必要な経費である。

以上を踏まえると、これらの情報はその性質上、競合他社に公にされると、入札参加者のその後の事業活動において競争上の不利益を与えるおそれがあることが認められ、非開示が妥当である。

(4) 「純工事費」及び「工事原価」の金額

まず、「純工事費」の金額は、審査会が開示すべきと判断する「直接工事費」と「共通仮設費計」の合計金額に過ぎず、この金額が公にされたとしても、入札参加者に競争上の不利益を与えるおそれがあるとは認められないため、原則開示すべきである。

一方で、「工事原価」の金額は、当該金額と「一般管理費計」の合計金額が既

に開示をしている入札価格そのものである「工事価格」の金額に一致することを踏まえると、「工事原価」の金額が明らかになると、開示している「工事価格」の金額から「工事原価」を減算することにより、審査会が非開示妥当と判断する「一般管理費計」の金額が明らかになってしまうことから、「工事原価」の金額は、非開示が妥当である。

4 その他

審査請求人は、本件処分と直接関係しない主張についても種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

5 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1

項目名 (レベル 4 の小計的項目)	備考 (上位のレベル 3 の項目)
残土等処分	残土処理工
植生工	植生工
コンクリートブロック基礎	コンクリートブロック工 (Coブロック積) 1号
コンクリートブロック積	
胴込・裏込材 (砕石)	
天端コンクリート	
コンクリートブロック基礎	コンクリートブロック工 (Coブロック積) 2号
コンクリートブロック積	
胴込・裏込材 (砕石)	
天端コンクリート	
コンクリートブロック基礎	コンクリートブロック工 (Coブロック積) 3号
コンクリートブロック積	
胴込・裏込材 (砕石)	
天端コンクリート	
切土及び発破防護柵 B 夜間	防護施設工
交通誘導警備員	交通管理工
交通誘導警備員 夜間	

別表 2

項目名 (レベル 4 の小計的項目)	備考 (上位のレベル 3 の項目)
土砂等運搬	残土処理工
※次のいずれか一つの項目の金額を非開示 切土及び発破防護柵 A 夜間 切土及び発破防護柵 A 切土及び発破防護柵 B	防護施設工

別表 3

項目名 (レベル 2、3 の項目)	備考 (上位のレベルの項目)
法面工 (※レベル 2)	道路改良 (※レベル 1)
植生工 (※レベル 3)	法面工 (※レベル 2)

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和3年 10月20日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 9月22日	事案の審議を行った
令和5年 8月3日	事案の審議を行った。
令和5年 10月26日	事案の審議を行った。
令和6年 2月20日	事案の審議を行った。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
令和6年 5月28日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年5月28日現在)